**■大阪府福祉のまちづくり条例勉強会における委員及び関係者の発言の概要**

資料１－２

**○第１回大阪府福祉のまちづくり条例勉強会**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **要旨** | **ご意見** |
| **福祉のまちづくり条例及び福祉のまちづくり条例ガイドラインの見直し（スパイラルアップ）等について** | | |
| 1 | 見直し | 啓発の中から新たに見つけた課題、実態、当事者のニーズを蓄積するだけでなく、一定の期間でのガイドライン及び基準の見直しに関する仕組みづくりや、段階的なスケジュールの検討を行ってほしい。 |
| 2 | 施設の  点検・検証 | 検討課題によっては抽象的な議論ではなく、当事者に参加していただくワークショップ等により検証を行い、具体的な方向性を決める必要がある。そのために検討事項ごとに優先順位、やり方について仕組みとして検討する必要がある。 |
| 3 | 実態が分からないまま議論しても意味がないので、現場を見る勉強会、ワークショップみたいなものをぜひ考えてほしい。 |
| 4 | バリアフリーはされているけれども当事者にとって本当に使い勝手が良いのかは必ずしも一致しないので、点検する必要がある。 具体的には、映画館においてバリアフリー化はされており車いす使用者用席も設けられているが、設置場所が限られており画面が見えづらいということもあるので、実際に検証や当事者の声を聞くことが大事。 |
| 5 | 要望を伝える仕組み | 施設の計画段階で当事者が要望を伝えられる仕組みづくりが必要である。 |
| **福祉のまちづくり条例ガイドラインの啓発等について** | | |
| 6 | 情報発信 | 大阪だけでなく近畿圏の設計団体に対しても情報発信をしてほしい。 また、行政機関へのガイドライン啓発について、建築担当部局以外にも福祉担当部局への周知や市民の窓口にチラシを置いてはどうか。 |
| 7 | 広報宣伝 | 福祉のまちづくり学会における研究会、研修会、色んなイベントと絡めて広報宣伝してはどうか。 |
| 8 | 進捗状況の確認の場を設ける | ガイドラインの普及を行う中で、施設のバリアフリー整備の進捗状況を府民、  当事者、行政、事業者が確認できる場を設けてほしい。 |
| 9 | 拡大版の  作成 | ガイドライン冊子の拡大版を作成してほしい。 |
| 10 | 他部局連携の体制 | バリアフリーというのはトータル的な問題であり、障がい福祉課などその他の部局も含めて、横断的な形で進めることが必要。その体制、連携や情報の共有はされているのか。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **要旨** | **ご意見** |
| **コンビニエンスストアのバリアフリー化について** | | |
| 11 | 既存と  新築 | 差別解消法における合理的配慮をどう考えるか。ビルの出入口が道路に出る場合はコンビニの責任となる。そうでない場合はビルの責任であるから既存不適格が成り立ってしまうので分けて考える必要がある。 |
| 12 | コンビニにトイレを設ける場合、既存ビルに出店する場合と新築では全然ちがう。多目的トイレにおいて人間工学的な使い勝手について検証し、ケースバイケースで整理していく必要がある。 |
| 13 | 情報拠点化、情報  インフラ化 | 今のコンビニに対する考え方が少し古い。コンビニというのは、Wi-fiの設置や、  飲食コーナーの電源設置などにより情報拠点、情報インフラのひとつとなっている。特にインバウンドの人たちや電動車イス使用者のように常時電源がほしい人たちにとってはコンビニは非常に良い所になる。 |
| 14 | 障がい者に  対する対応 | コンビニの定義について「公共的な役割を果たしている」といった意見が出ているが、視覚障がい者には使いづらいタッチパネル式の機器が設置されていたり、そもそも始めて行く土地であればコンビニがどこにあるのかも分からない。  コンビニを誰もが利用することのできる公共的な施設と言うには、そういった部分の議論が必要ではないか。 |
| 15 | 段差解消 | 段差解消のパーセンテージを公開していただいたが、施設によっては主要経路とは異なる経路において段差解消されているケースがあるので、きちんと主要経路に  おいて段差解消されているのかを検証したい。 |
| **コンビニエンスストアの便所について** | | |
| 16 | 運用方法の  配慮 | コンビニにはストックがなく、トイレ前が宅急便等の置き場になってふさがれて  いることがあるため、コンビニの店の運用方法を指導しないと、現状ではトイレがあっても使えない。 |
| 17 | 当事者の  意見 | 身障者用カウンターと図面には書かれているが、コンビニ事業者の運営、経営状況から見て、ハンディキャップがある方に対するサービス、対応に関して、当事者  から事業者に提案することがあると思う。トイレも含めてもう少し当事者の声を  聞いてから議論を進めるべき。 |
| 18 | 多目的便所の位置 | コンビニの設計例について、多目的トイレは出入口付近にある方が理想的だと思う。 |
| 19 | 一般便房の  出入口幅 | 車いす使用者用便房だけでなく、一般便房のドアについても75センチメートル幅にしてもらえれば、かなりの数の車いすの方が一般用便房を使える。車いす使用者用便房をみんなが使うのでいつも使用中で困っている。  ドアの幅を広げれば使えるトイレが飛躍的に増えるので考えてほしい。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **要旨** | **ご意見** |
| 20 | 建築物外におけるトイレの標示 | 郊外型のコンビニの場合、苦労して駐車してみたものの、オストメイト対応になっているのか等、利用できるトイレか分からず苦労していると思う。  トイレの標示をすれば、トイレ利用目的のみで降りる方でいっぱいになるかもしれないので、結論は無いが、数として圧倒的に多い子ども連れや高齢者の移動途中で  トイレを探すということについて、事業者はどういう考えなのか聞きたい。 |
| 21 | トイレの  設置  状況及び  案内標示 | 道頓堀では外国人客が多く、トイレ利用目的のみで来店されたり、トイレの使用状況が良くないなどの理由で、コンビニのトイレが設置されていない。近くの多目的  トイレの場所の表示もないので、せめてそういう案内はしてほしい。 |
| 22 | 事業者の  トイレ設置基準 | 福祉のまちづくり条例対応トイレの設置については、Ａ社では原則的に設置、  Ｂ社では新店舗には設置という基準がある。 |
| 23 | 府民に対する役割の変化  独立型店舗に対する便所設置の義務化 | 買い物目的ではなくトイレ利用目的でコンビニを利用するケースが意外に多く、ハンディキャップがある方の要望等もあってトイレ設置はどんどん増えている。  コンビニの役割が大きく変わり、生活の拠点になっているということを十分認識したほうがいい。  公共サービス、見守り隊、宅急便置き場、窓口など生活に欠かせない存在となって  おり、事業者が準公共的な役割を果たしつつあるという認識に立てば、独立型店舗についてはトイレ設置を義務化してもいいのではないか。  既存ビルに出店する場合はビル管理者と相談する形でトイレ設置を考えていけば  いいと思う。 |
| 24 | 便房の  間口幅 | コンビニのトイレの計画については、便房の数は広さの面で制限されるので複数設置することはない。便房の間口を広げるというのも効果的。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **要旨** | **ご意見** |
| **IPC国際パラリンピック委員会のアクセシビリティガイドについて** | | |
| 25 | IPCガイドの  理念 | ガイドの使命や目的、役割の部分に「アクセスは基本的人権であり、社会的公正の基本である。  社会的公正とは人々を個人として受け入れ、社会生活に完全参加するための公平で平等な機会へのアクセスを保障することである。」という記述があり、これが  ガイドの1番根幹の大事なところ。単なる技術仕様ではなく、この理念を東京  大会の理念の中にどれだけ持ってこれるかというのが最大の課題である。 |
| 26 | 東京基準の  地方への波及 | 東京基準により東京はひとつのハイレベルスタンダードを持ち、それが地方に  必ず波及してくる。  そのプロセスを地方が学習していく必要がある。 |
| **観光客などの来訪が予想される歴史的建造物のバリアフリーについて** | | |
| 27 | 総合的な  バリアフリー  事例集 | 基本的な文化財の価値、景観を壊してはならず、個別ケースの中で努力していく必要があるので、マニュアルやガイドラインではなく奈良市では事例集を作成  した。 この事例集（データベース）は大阪や京都もカバーしており、西日本も一部取り入れている所がある。今後、総合的な事例集が必要。 |
| 28 | 現在のバリアフリーとの  整合性 | 寺社仏閣のバリアフリーについては、特別な経路、特別な拝観ということは仕方がないんだという前提でバリアフリーをしているところが多いことに違和感を  感じる。  現在のバリアフリーとどう整合性を持つのかかなり難しいと思う。 |
| 29 | 街全体の総合的なバリアフリー化への取組み | 寺社仏閣単体のバリアフリーという観点ではなく、街全体で総合的にどう取り組むかという観点を持たないと、車いすでは大迂回しないと観光地にたどり着けないなど、街全体が非常にいびつなものになってしまう。 |
| 30 | 観光  バリアフリー | 観光バリアフリーについては倉敷のおもてなしマイスター制度を参考にマイスター制度を奈良市では検討している。 また、ゆくゆくはユニバーサルツーリズムの流れとあわせて近畿全体で  構築していく必要があるので、近畿全体のバリアフリーセンターをつくる取組みが必要だと思っている。 |
| 31 | 音声案内  点字ブロック | 乗降口にのぼり下りなどの音声案内や点字ブロックの敷設をお願いしたい。 |
| 32 | 上り下りの  表示に対する調査 | 上り下りが時間帯により制御されているものがあるが、エスカレーターの前に  行かないと方向が分かりづらい。移動に大変な方にとっては非常に不便で危険  だと思うので、上り下りの表示について調査してほしい。 |

**○第２回大阪府福祉のまちづくり条例勉強会**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **要旨** | **ご意見** |
| **コンビニエンスストアのバリアフリー化について** | | |
| 1 | 障がい者に  対する対応 | コンビニにおいてチケットを発券する機械がタッチパネル式であったりして、  店員の方に手伝ってもらわないと発券することができない。  コンビニは現在、公共的な役割を果たしていると思われるが、視覚障がい者に  使いづらい公共施設になっては困る。 |
| 2 | コンビニで支払いの際に、レジにいる店員にお金を渡すのではなく、レジにある機械にお金を投入し、タッチパネルで操作して支払いを完了するといったものがある。機械が非常に発達している現代においてタッチパネル形式といった視覚  障がい者の方には使いづらいようなものが今後非常に増えてくるのではないかと懸念している。 |
| 3 | 車いす利用者だと、高い棚には手が届かない。また、飲み物のケースが開き戸になっていて開けるのが大変であるのと、欲しい物が上にあると全く取れない。  ハードだけで全部解消するのは無理なので、接遇や周りの人の協力でどう対応  するかが大事。  日本では手助けをすることが仕事化しているが、困ったら誰かが助けてくれるという普通の社会のあり方であると思う。  そのあたりを色んなやり方もあると思うが、コンビニにおいてはマニュアルに  記載すればいいと思う。（アルバイトやパート店員も含めて。） |
| 4 | 出入口の  水平部分 | 既存ビル内のコンビニで段差があり、スロープが設置されているものの出入口部分にスペースが十分になく、車いすで回転すると落ちてしまうといった事例が  あるので、出入口部分の規定もつくるべき。 |
| 5 | 出入口の扉  の形式に  ついて | 出入口部分において段差解消はされているが、手動扉が設置されており、車いすの方が単独で利用される場合手助けが必要になる。  自動扉や引き戸を規定に入れてもいいのではないかと思う。 |
| 6 | 出入口の扉の形式については、引き戸や自動扉の管理や設置に伴う費用負担の  問題等色んな課題がある。 |
| 7 | 都市部と  郊外におけるコンビニ | 都市部のコンビニはビルイン、郊外のコンビニは駐車場付きの路面店がほとんどと違いがあるので、同一の基準をかけることに疑問を感じる。  また、100m2以上のコンビニの割合や、都市部と郊外で分けた数字を整理して  おかないと、今回の案はあまり現実的にならないのではないか。 |
| 8 | 実態調査 | 規模や立地特性によって随分違う要件もあるので、実際ユーザーに対して提供できるということを、どういう形で担保するのかというところをもっと事業者に  本音をヒアリングすべき。  統計数字によってのみ検討を行っても実態に合わないのではないか。 |
| 9 | 出入口の扉の形式等について規定を設けるということであれば、数字が  必要だと思うので、当事者のほうから実態調査に協力したい。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **要旨** | **ご意見** |
| 10 | 当事者からの  具体的な  提案や実態の  報告 | 部会やワーキングにおいて、当事者の立場で色んな具体的な提案とか  実態の報告を積極的にしてもらえるような環境づくりも大事である。 |
| 11 | 当事者・事業者への問題点の  ヒアリング | 条例の面積規定や内容の改正を一気に行うことは難しいと思う。  これまでに出された問題点の確認・整理をしてから当事者やコンビニエンスストア事業者にヒアリング等を行った上で、もう一度議論してはどうか。 |
| 12 | 小規模施設の  バリアフリー化 | コンビニエンスストアだけではなく、小規模の施設に対してバリアフリー整備を担保する手立てに対する検討が必要。飲食店においても小規模なものがあるが、全てトイレをつくるというのはありえないが、トイレが全ていらないということでもない。 |
| 13 | トイレ部分だけではなく、出入口部分等、小規模店舗であるがゆえに最小限何が必要かということをもう一度整理する必要がある。 |
| 14 | ガイド  ライン | ガイドラインの中でもケースバイケースで対応をどうするかということが必要。既存か新規かという問題ではなく、のっけからどうすればいいのか工夫のアイデアや新規性が求められる。関係のプロの方や実際に使っている方々も含めてアイデアをガイドラインの中にもっと盛り込んでいくことが必要。  好事例について情報収集してガイドラインに反映していければいいと思う。 |
| 15 | 事前協議の  取扱いについて | 現行の事前協議を一部考え直すという話があったが、コンビニが100平方メートル以上200平方メートル未満であってもバリアフリー化が一定進んだのは事前  協議という啓発の成果だと思っている。  事前協議の対象規模についても議論していきたい。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **番号** | **要旨** | | **ご意見** |
| **観光客などの来訪が予想される歴史的建造物のバリアフリーについて** | | | |
| 16 | 事例集 | 数十ある寺社仏閣のバリアフリー事例の図面及び写真集を寺社仏閣の関係者に  知らせていくために何らかの形で公開できるように検討している。 | |
| 17 | 計画段階  から  幅広く  意見聴取 | 計画の過程で障がい当事者の声を聞くということが大事。  ある城のバリアフリー整備においては、市、県だけでなく多くの専門家等幅広く  計画に参画してもらっている。 | |
| 18 | ある寺は古い施設を改築しているが、計画段階から当事者に意見を  求めてバリアフリー化を行っているので参考にするとよい。 | |
| 19 | 段差解消 | 歴史的建造物において、段差解消を行うときイギリスの例では自らが操作できる  階段昇降機を設置している。  日本では建築基準法において管理者が鍵をかけて管理することが定められており自らは使用できないため、かなり大掛かりなスロープを設置していることがある。  建築基準法を改めれば、簡単に低予算でバリアフリー化を行うことが  できるし、メインルートで通行することも可能になることもあると思う。 | |
| 20 | ある寺では回廊によりぐるぐる回ることができるが、中にある建物は  階段があるので車いすでは入れない。 | |
| 21 | ある城では天守閣の手前まではボランティア等の人的対応により  車いす利用者であっても行くことができるが、みんなが行きたいおすすめの場所である天守閣には行くことができない。天守閣はRC造なので階段昇降機を設置すれば行くことができると思う。 | |
| 22 | 歴史的環境との調和 | ヨーロッパではセルフの階段昇降機の設置が非常に多く、小スペースで  効果的なバリアフリーができているだけでなく、景観や雰囲気を壊さない形の事例が多い。  奈良での取り組みも参考に、歴史的環境に対してどうするかということが大事。 | |
| 23 | 大阪のバリアフリー  状況 | 大阪では30年ほど昔はあらゆる歴史的建造物をとにかくバリアフリー化しようという動きがあり、コンクリートのエレベーターを設置するというようなことをしていたが、現在ではもっと良い見せ方があったのではないかと思う。 | |
| 24 | 実態をふまえた多様化  （人的対応等） | ある調査の際に当事者の方に、段差解消をしたほうがいいかということを聞くと、「バリアを楽しみにしているのでしなくていい、スタッフの方に人的対応により上げてもらいたい」といったような意見もある。  ハード面でがちがちに整備するのではなく、環境の価値を壊さないということを考えると、人的なことも加味してバリアフリー整備をしたほうがいいのではないかと思う。 | |
| 25 | バンクーバーではコンビニも含めて施設の出入口にベルを設置し、「必要な人はベルを押してください」と掲示されており、ベルを押すと人が出て来てドアを開けるというような対応をしている。  日本的な発想ではありえないことだが、実態を考えて多様化するととても簡単で、差別解消法ではないが、とにかく通すということが基本になる。ところが細かい数字で規定化するとなると非常に難しい問題になる。 | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **番号** | **要旨** | **ご意見** |
| **高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準等について** | | |
| 26 | 電動車いすの取扱いについて | 国の公共交通ガイドラインも改訂する動きがある。  電動車いすの取扱いについては、エレベーターのかごの大きさが現行のままではまずい。  現行の規定では今の時代に合わないし、電動車いすの大きさを考慮できていない。 |
| 27 | 非常用エレベーター | バンクーバーでは車いす用の非常用エレベーター出入口があり驚いたが、この概念は日本ではガイドラインには記載できておらず抽象的な記載しかない。 |
| 28 | 商品開発への  影響 | 国の設計標準やガイドラインが改訂されると、それを見て事業者はトイレやエレベーターといったようなものの商品開発につなげるので、そういう観点で勉強会等で挙がった意見を国に挙げてほしい。 |
| 29 | エレベーターのメーカーやトイレの関係の事業者など非常に重要なところを担う民間事業者が多いので、意識や研究開発の成果を高めていくことが大事。 |
| 30 | 大阪府独自のバリアフリー化の  推進 | 日本のバリアフリーの進め方はここ20年、国が作成したガイドラインを中心にして地方が細かな修正しかしないということになっている。地方でも基準の上積み、横だしができるので、いいと思ったことは大阪府独自で推奨してみたり、基準に出してもいいのでは。 |
| 31 | 大阪のある路線では17人乗りのエレベーターを標準的に設置していたが、国のバリアフリー法のガイドラインがエレベーターは11人乗り以上と書いたものだから、全国的に11人乗りしかつけないということが起こった。国の基準を守るのではなく、国よりもさらに進んだ基準を大阪府はやるんだという気概を示すということがやっぱり大阪の役割だろうと思う。 |
| 32 | ホテルの  浴室 | ホテルはユニット型の水回りを埋め込み型にすれば、ほとんどの車いす利用者は  利用できる。 |
| 33 | エレベーター扉までの誘導 | エレベーターの導入部分において、操作盤までは点字ブロックで誘導されているが、操作盤の左右どちらにエレベーターの扉があるのか分からず困る。  伝っていけば必ずどちらかの方向に入口があるということを規定してもらえればいいと思うことがよくある。 |
| 34 | 案内スピーカーの位置 | エレベーター等の案内スピーカーが耳の高さぐらいの聞こえやすい位置に設置されていないことがあり、駅のホーム等では音が聞こえない。  スピーカーの高さの規定も含めて考えてほしい。 |
| 35 | 公園の  バリカー  設置 | 災害時のバリアフリーの件で、避難施設として指定されている公園の出入口にバリカーが設置されているということについて検証を進めていきたい。 |
| 36 | 災害時の  仮設住宅 | 仮設住宅のバリアフリー設備について、東北や熊本から問題があるという声を聞いているので、関西や大阪で同じようなことがあったときにそういう事態にならないようにしてほしい。 |